

令和7年度学校給食調理場天井部等洗浄業務委託（首里・小禄・真和志学校給食センター）契約書
（案）

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、学校給食調理場天井部等洗浄業務委託（首里・小禄・真和志学校給食センター）について、次のとおり契約を締結する。

（業務の委託）

第1条 甲は、別紙仕様書に定める給食調理場天井部等洗浄業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（委託業務の範囲）

第2条 甲が乙に委託する業務の範囲は別紙仕様書のとおりとする。

（委託料及び委託期間）

第3条 この契約の委託料は、円（うち消費税及び地方消費税円）とし、甲は、前項の委託料を洗浄業務履行確認後、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 この契約による委託期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 那覇市契約規則第30条第1項9号に基づき、甲は乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（洗浄作業に係る費用負担）

第5条 洗浄業務に使用する器具、材料等に要する費用は、すべて乙の負担とする。ただし、洗浄業務に要する光熱水費は、甲の負担とする。

（検収）

第6条 乙は、洗浄業務を完了したときは、その旨を甲に通知し、甲はその通知を受けたときは、乙の立会いを求めて直ちに検収しなければならない。

（作業実施日の変更等）

第7条 乙は、天災地変等その他やむを得ない理由により作業実施日に作業をおこなうことができない場合は、甲に対して作業実施日の変更もしくは、延長を申し出ることができる。

（下請けの禁止）

第8条 乙は、第三者に業務を下請けさせてはならない。

（損害賠償）

第9条 乙は、乙の作業員が洗浄業務中に甲の財産を破損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

（解除）

第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するとき、又はこの契約の各条項に違反したときは、契約を解除することができる。

（1）契約締結又は義務履行について不正の行為があったとき。

（2）仕様書で定めた作業実施期間内に作業ができないとき、又は作業を実施する見込みがないと認められるとき。

(3) 契約解除の申し出があったとき。

(4) 乙が甲の承認を得ないで、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせたとき。

(5) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 前項により契約を解除した場合、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

（協議）

第11条 この契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙